

東大阪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 4 年東大阪市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
（条例第 8 条の規則等で定める書面等及び措置） 第 1 5 条 情報通信技術活用条例第 8 条の規則等で定める書面等は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 7 号）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等</u>とし、<u>情報通信技術活用条例第 8 条の規則等で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごと</u>にそれぞれ同表の<u>下欄に掲げる措置</u>とする。	（条例第 8 条の規則等で定める書面等及び措置） 第 1 5 条 情報通信技術活用条例第 8 条の規則等で定める書面等は、<u>次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書面等</th><th>措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u></td><td> <u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第 2 条第 2 項第 3 号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</u> <u>（2） 電子情報処理</u> </td></tr> </tbody> </table>	書面等	措置	1 <u>住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第 2 条第 2 項第 3 号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</u> <u>（2） 電子情報処理</u>
書面等	措置				
1 <u>住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第 2 条第 2 項第 3 号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</u> <u>（2） 電子情報処理</u>				

		<u>組織を使用する方法</u> <u>その他の方法により</u> <u>行う、氏名、出生の年</u> <u>月日、男女の別及び</u> <u>住所の市長等への提</u> <u>供</u> <u>(3) 個人番号カー</u> <u>ドの市長等への提示</u>
	<u>2 東大阪市印</u> <u>鑑登録及び証</u> <u>明に関する条</u> <u>例（平成2年東</u> <u>大阪市条例第</u> <u>16号）第12</u> <u>条の規定によ</u> <u>り市長が交付</u> <u>する印鑑登録</u> <u>証明書</u>	<u>1の項第1号に掲げる</u> <u>措置</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。